

町有財産売買契約書

売渡人かつらぎ町(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)_____とは、次の条項により町有財産売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、乙に売買物件(区分番号_____)、物件名称_____)を現状有姿のまま、次の金額で売り渡すものとする。

金 _____ 円

(契約保証金)

第2条 甲は、この契約を締結するにあたり、契約保証金として入札保証金を充当し、金_____円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 第3条の指定する期限までに売払代金のうち契約保証金を除いた金額(以下「売払代金の残額」という。)を完納しないとき、または、第10条により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(代金の支払)

第3条 乙は甲に対する第1条の売払代金の残額を、甲が指定する口座に、甲が指定する期限までに一括して納入しなければならない。

(所有権移転)

第4条 売買物件の所有権は、乙が売払代金の残額を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引き渡しがあったものとする。

(契約の費用)

第5条 契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から1か月以内で両者の定める日に、当該売買物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引渡すものとする。なお、引渡しにあたり、乙は、公的機関が発行する本人確認書類、甲より乙へ送付された電子メールを印刷したもの又は売買契約書及び身分を証明できる書類を提示のうえ引き受け、当該売買物件の受領書を乙に提出するものとする。

2 前項に規定する引渡しは、委任状をもって第三者に委任することができる。

3 乙は、売買物件の引受け及び搬出については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

4 前3項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第7条 乙は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、書面により直ちにその事由を届けて延期の承認を受けるものとする。

